最近の建設業を巡る状況について【報告】

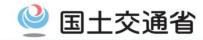
令和3年10月15日 不動産·建設経済局



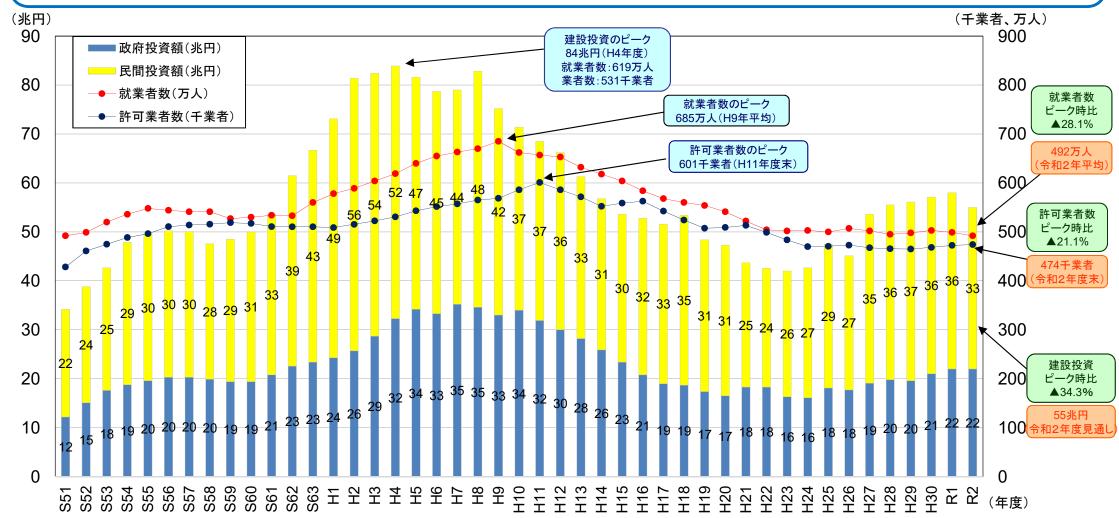


1. 建設業の現状

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



- 〇 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成23年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、 令和2年度は約55兆円となる見通し(ピーク時から約34%減)。
- 〇 建設業者数(令和2年度末)は約47万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減。
- 〇 建設業就業者数(令和2年平均)は492万人で、ピーク時(平成9年平均)から約28%減。

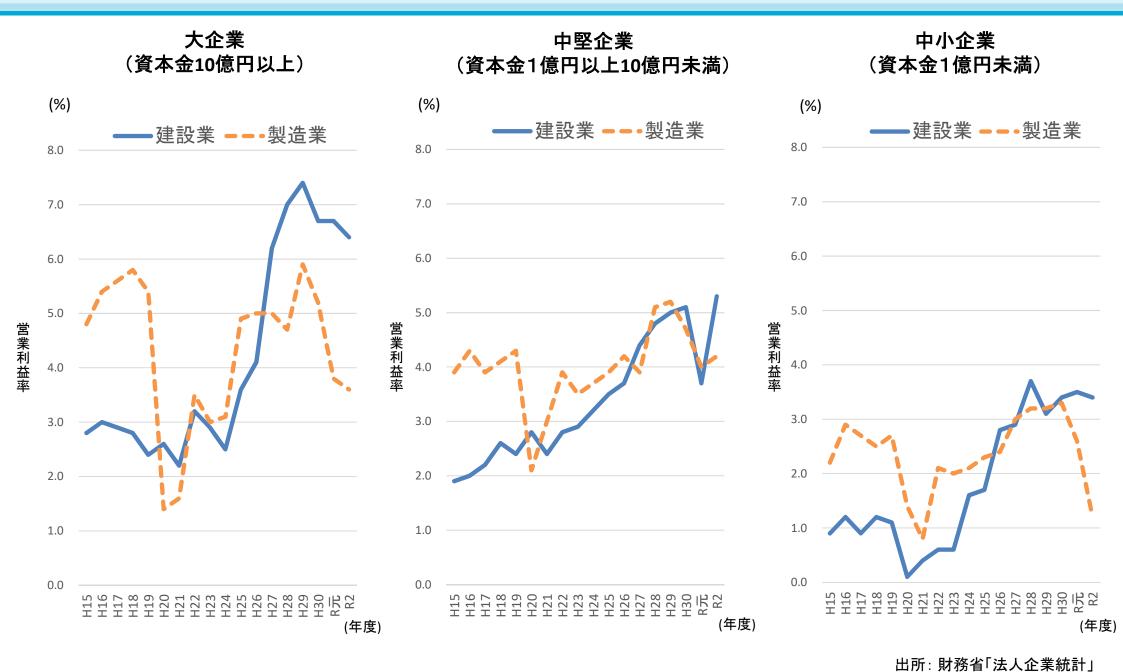


出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

- 注1 投資額については平成29年度(2017年度)まで実績、平成30年度(2018年度)・令和元年度(2019年度)は見込み、令和2年度(2020年度)は見通し
- 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
- 注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値
- 注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

企業規模別の売上高営業利益率

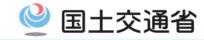


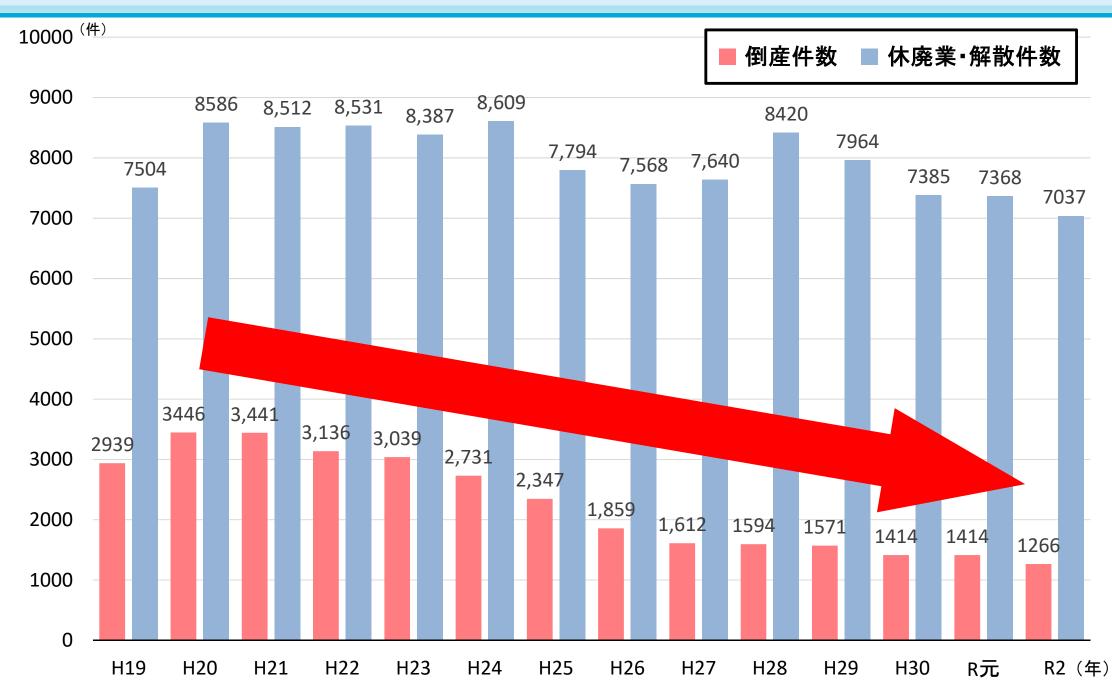


営業利益率 = (売上高-売上原価 - 一般販売管理費)÷売上高

(※)一般販売管理費:役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、 広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

建設企業の倒産、休廃業・解散の動向





出典:帝国データバンク「全国企業倒産集計」、「全国「休廃業・解散」動向調査」 ※H28以降の休廃業・解散件数は一部集計対象・基準を変更

建設業就業者の現状



技能者等の推移

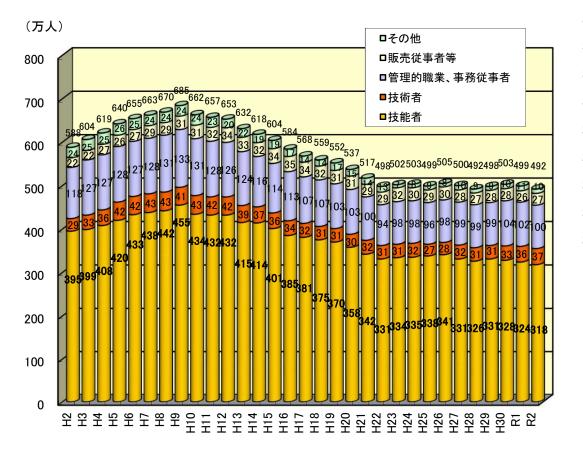
〇建設業就業者: 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)

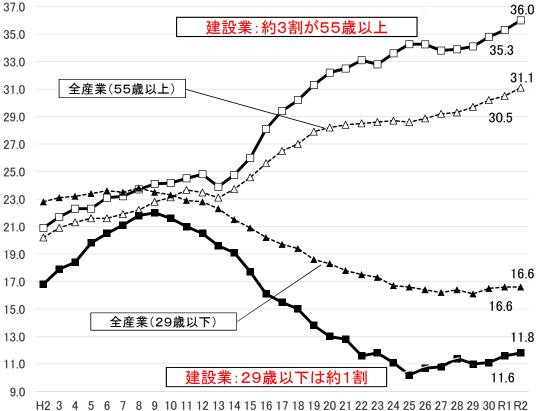
〇技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)

○技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)

建設業就業者の高齢化の進行

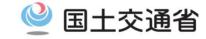
○ 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と 高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して 55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。

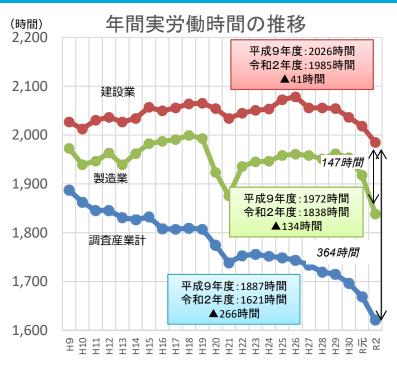


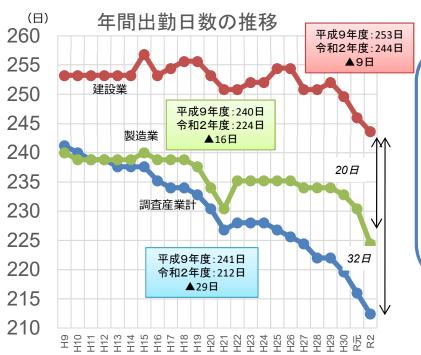


出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設産業における働き方の現状







〇 年間の総実労働時間に ついては、全産業と比べ て360時間以上(約2割) 長い。また、10年程前と比 べて、全産業では約266 時間減少しているものの、 建設業は約40時間減少と 減少幅が小さい。

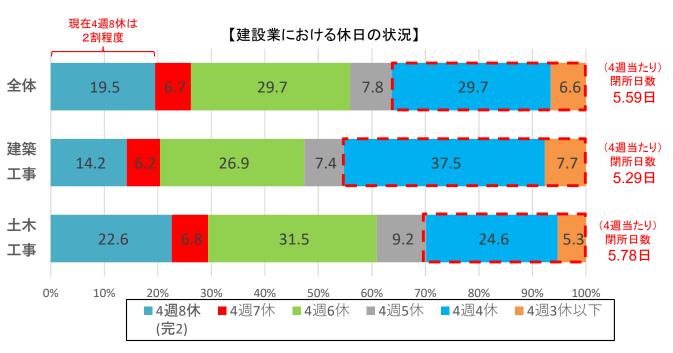
※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より 国土交通省作成

〇 建設工事全体では、技術者の 約4割が4週4休以下で就業して いる状況。

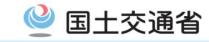
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が 含まれる。

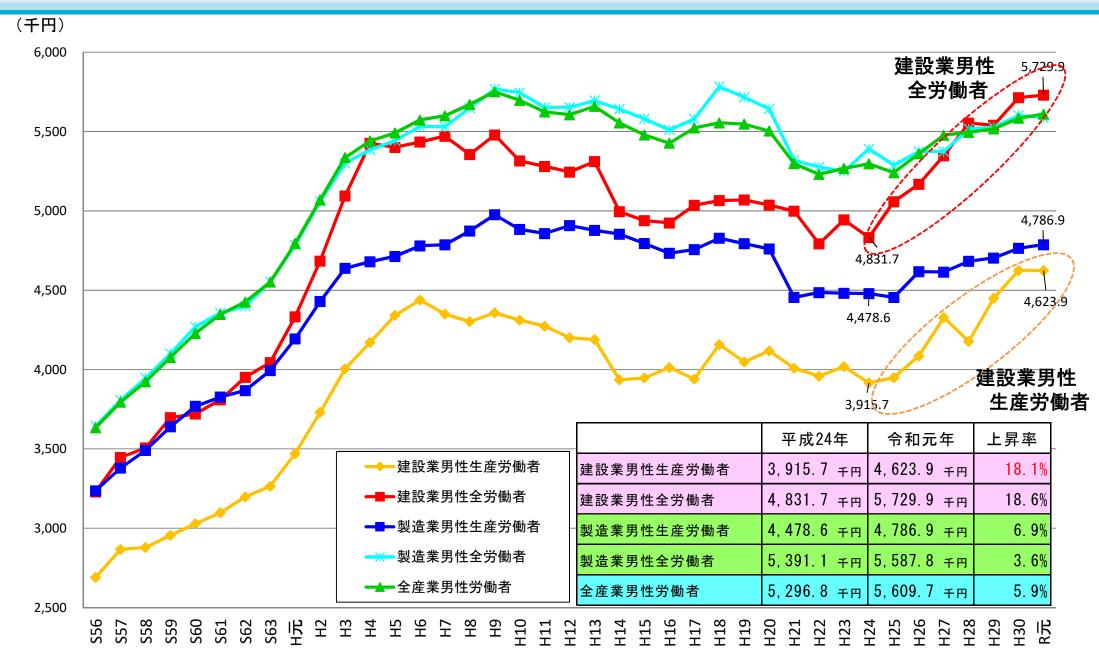
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

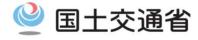
出典:日建協「2020時短アンケート」を基に作成



建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移







2. 新・担い手3法の施行

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を 徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ~公共工事の発注者・受注者の基本的な責務~ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)
- ○受注者(下請含む)の責務
- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

・情報通信技術の活用等による 生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化 のための措置を講ずることを努力義務化〈入契法〉

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補) を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を 満たす場合は配置不要

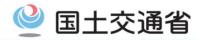
災害時の緊急対応強化持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体 の青務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との 連携の努力義務化
- ○持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を 合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関す る規定を整備

建設業法・入契法の改正 〜建設工事や建設業に関する具体的なルール〜 〈政府提出法案〉

工期の適正化



- 〇改正建設業法(令和2年10月施行)により、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。違反した場合、国土交通大臣等による勧告・公表が可能となった。
- 〇また、中央建設業審議会が<mark>工期に関する基準を作成・勧告</mark>できることとされた。

工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

適正な工期の設定や見積りにあたり<mark>発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体</mark>であり、適正な工期を確保するための基準

第1章 総論

- (1) 背景 (2) 建設工事の特徴 (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方(4) 本基準の趣旨 (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2)休日・法定外労働時間

改正労働基準法に基づく法定外労働時間

建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保

- (3) イベント 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4)制約条件 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5)契約方式

設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注 等

- (6) 関係者との調整 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請

新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定等

(9) 工期変更

当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意

(10) その他 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

(1)準備 (2)施工 (3)後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

(1)住宅・不動産 (2)鉄道 (3)電力 (4)ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、優良事例として整理

第6章 その他

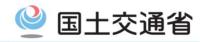
- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し

本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる



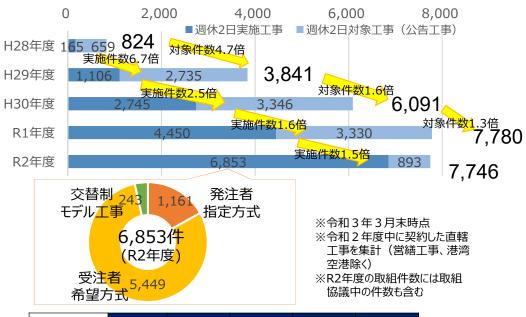
- 〇工期に関する基準について、関係省庁と連携した民間発注者団体への周知を含めて、広く関係者への 周知徹底を図っているところ。
- 〇令和3年度は、民間工事における工期の実態調査等を実施予定。

週休2日の推進



- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数	824	3,841	6,091	7,780	7,746
(取組件数)	(165)	(1,106)	(2,745)	(4,450)	(6,853)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

■ H29年度:実施済39団体 ■ H30年度:実施済56団体 ■ R1年度:実施済66団体 ■ R2年度:実施済67団体

週休2日の推進に向けた取組(直轄)

■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費 (賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R 3 年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の<u>補正係数</u> を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

^{*}週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替 で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- <u>R3年度より、</u>交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

▶ 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により 週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

施工時期の平準化に向けた取組



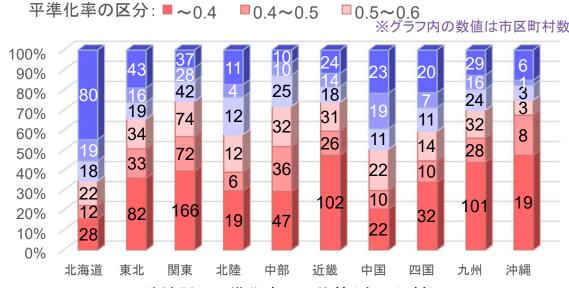
- 令和2年度入契調査を踏まえ、全地方公共団体の 平準化率等を見える化(令和3年5月公表)
- 引き続き、都道府県公契連を通じた働きかけ等を 通じ、施工時期の平準化に向けた取り組みを加速

公共工事における工事出来高の状況 (単位:百万円) 800.000 都道府県 市区町村 600.000 400,000 200,000 0 4 0 8 0 4 4 4 8 8 0 4 4 4 8 8 0 4 4 4 8 8 0 4 4 4 8 8 0 4 4 4 8 8 0 4 4 4 平成27年度 平成28年度

都道府県の平準化率の状況



各地域における平準化率別の市区町村の構成割合



地域別の平準化率の平均値(市区町村)

全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
0.55	0.81	0.59	0.50	0.58	0.51	0.47	0.64	0.55	0.48	0.45

:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、山梨県、長野県

:新潟県、石川県、富山県

:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

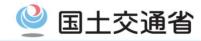
畿:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県

国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ρū 国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県 州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県

宮崎県、鹿児島県

[※]都道府県・市区町村の平準化率は、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年1月時点速報値)を基に算出(1件当たり130万円以上の工事を対象)

平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)



債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期(4月~6月)においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用) (し)

● 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続(す)

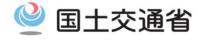
● 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

● 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手 続を行うことができます。

早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表) (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期(特に4~6月)の執行率(契約率)の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。



3. 技能労働者の 賃金引上げに向けた取組

技能労働者の適正な賃金水準の確保(大臣と建設業4団体の意見交換会(R3.3.30) 国土交通省

開催概要

時:令和3年3月30日 17:00~18:00

出席団体:日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨:公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、

建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、**官民連携して「防災・減災、** 国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公 <u>共工事の円滑な施工確保</u>に取り組むこと、<u>建設</u> キャリアアップシステムの普及促進のため、官 **民あげて取り組んでいく**ことを確認。
- ▶ 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の 引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利 潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好 循環を継続することが必要であり、様々な課題 もあり、困難を伴うものの、<u>本年は概ね2%以</u> 上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全て の関係者が可能な取組を進めることとなり、ま た、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続 して賃金上昇に向けた取組を進めることとなっ た。



適正な賃金水準の確保に向けた業界団体の動き



日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

○技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結 日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」 の今年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、概ね2% 以上の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の 提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとす ること。

(参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング 受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動 規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施について は、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適 正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を 徹底すること。なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において 行われるものであって不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

全国中小建設業協会(令和3年5月31日理事会決定)

○働き方改革官言

(略)働き方改革の具体的な取組として、高い水準の公共投資を背景に当分の間、2パーセント以上の労務費の引き上げの取組を宣言する。今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、労務費の引き上げを推進する。

全国建設業協会(令和3年4月21日理事会報告・5月11日会長名通知)

〇令和3年度事業計画

- 2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備
- ② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%(9年連続プラス改定)となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

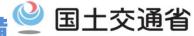
このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

建設産業専門団体連合会(令和3年6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

○建設技能労働者の処遇改善への取組について

- 職人の賃金を上げていくことについて賛同。
- 賃金アップのための障壁は多く、元請・下請関係では、ダンピングによる 受発注等への対応や下請け企業の見積尊重の実施等、経営者として意 識を強く持って取り組んで行かなくてはならない。
- これらの課題のうち賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の 目標と定め、
 - ・労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること
 - ・当該見積書を尊重した請負契約を締結するよう理解を求めていくことを当会加盟団体の当面の共通取組として実施。 16

適正な賃金水準の確保に向けた地方公共団体発注工事における環境整備 🤎 国土交通省



- 〇 赤羽大臣・建設業団体トップで合意された「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印」のもと、公共工事の 受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
 - ①安定的・持続的な公共投資の確保とともに、②適正な予定価格の設定や、③ダンピング対策の更なる徹底 等 を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行行第201号・国不入企第15号)

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、 技能労働者等の安定的な雇用等を図る ため、公共投資の安定的・持続的な見通 しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事 の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定・ 適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成 に必要な適正利潤の確保を図るため、 取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更が介ラインの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保 に必要な適正利潤の確保を図るため、 ダンピング対策の更なる強化

《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等 を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、 個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における 履行確保措置※の徹底

督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への 透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、 事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきくけこ)を推進)

R3年度建設業取引適正化推進期間について(令和3年10月1日~12月28日)



趣旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む<u>「建設業取引適正化推進期間」を実施</u>し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、**適正な請負代金での契約締結の状況等について深堀りした情報収集** や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ○ポスターの掲示
- ○建設業法令遵守に関する講習会(※)
- ○立入検査(合同立入検査を含む)
- ○各許可行政庁による自主的な事業
- ○各種相談窓口等(駆け込みホットライン等)の周知 等
- (※) 講習会において、関係省庁(経済産業省・厚生労働省・公正取引委員会等) が講義を希望する場合、各許可行政庁は講義時間の確保に努める。

★令和3年度の取り組み(重点事項)★

○適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積り に基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施

令和2年度実績(期間中の実績)

- 1. 立入検査
 - ○地整等単独
 - ・大臣許可業者 152業者
 - ○都道府県と地整等の合同 (地整等、18都道府県)
 - ·大臣許可業者 20業者
 - ·知事許可業者 35業者
 - ○都道府県(13都道府県)
 - · 知事許可業者 120業者 合計 327業者

- 2. 講習会(地整等、31都道府県)
 - ○都道府県と地整等の合同 26回(1,778名)
 - ○都道府県

21回(3,173名)

合計 47回(4.951名)

※地整等…地方整備局、北海道開発局及び 沖縄総合事務局



令和3年度10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の 適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間



主催 国土交通省、都道府県 協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

標準見積書の活用による労務費・法定福利費の確保

- 〇 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・発注者に対して取組を要請(10月に要請予定)。 また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請

- ■労務費や法定福利費の内訳明示等
- ■CCUSの普及を見据え、能力や地位の反映を推奨
- 〇法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本 とする
- ○できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額 の明示に努める
- ○その際、技能者の地位や能力を踏まえ具体的に示すことが望ましい

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】

(100㎡あたり)

OOI	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	00,000円/人	000,000円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	00,000円/人	000,000円
	В鬥		

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
- ○予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に確認
- ◎内訳額と想定額が乖離するときは、元請に対して 算定根拠の確認を指示
 - 〇少なくとも1/2以上であること
 - ○下請から法定福利費の見積書の提出があることを確認

筡

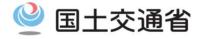
元請への要請

■法定福利費及び労務費の見積りの尊重

- ○法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 〇下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該 見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- ○想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や能力に応じた見積 がされている場合は特に尊重する
- 〇元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見 積書との整合に留意

民間発注者への要請

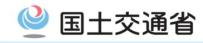
- ◎法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎法定福利費が着実に確保されるよう見積·契約等 の際に配慮すること



4. 建設キャリアアップシステム(CCUS)



建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組



- 〇「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 〇若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建 設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積



- ・ 資格を登録
- ・カードをリーダー にかざし就業履歴を 蓄積



CCUS

技能者情報

- ○経験 ○知識・技能
- ○マネジメント能力

事業者情報

- 〇建設業許可情報 ○財務状況
- 〇取引先
- 〇社会保険加入状況



能力評価基準(※)に 基づきレベルを判定

CCUSと連携し、所属する技能者のレベルや人数 に応じて☆~☆☆☆により評価を見える化

建設技能者の能力評価



Œ

(一人前) 経験年数 〇年

初級技能者 ○○技能講習 (見習い)

レベル3 建設キャリアアップシステム 建設 太郎 職長として現場に

従事できる者 経験年数 口年

1級□□技能士

班長経験 □年

レベル4 建設 太郎 ŒŒ 高度なマネジメント 能力を有する者 (登録基幹技能者等)

経験年数 ★年

登録基幹技能者

職長経験 ★年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安(年収)の設定額			
中丁州小	四件	レベル4	レベル3	レベル2	
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	820~	640~	550万円	
至什汉配日	(位)口本空件工事未励云	620万円	590万円	330/11	
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円	
トンネル技能者	(一社) 日本トンネル専門工	1200万円	1100~	750~	
トンイソル以形台	事業協会	1200/1	850万円	500万円	
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連	723~	673~	462~	
空吸へい上尹汉郎日	合会	620万円	576万円	344万円	

専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容(イメージ)		
基礎情報	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可有		
***	建設業の許可年数	OO年		
<u>www</u>	財務状況等	OO指標		
		取引銀行;△△銀行○○支店		
		取引先;●●建設、▼▼工務店		
	社員数	○○名 (直用)		
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入		
施工能力	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名		
***		キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 動員力 〇〇名		
	施工現場	■■病院、□□ビル		
コンプライアンス	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無		
***	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入		

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- · CCUSと建退共の連携: CCUSカードをタッチすることで、建退共掛金が充当
- ・社保加入確認:作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化
- ・公共工事等での活用:国直轄工事でのCCUS義務化・活用推奨モデル工事の実施、地方自治体発注工事でのCCUS活用の取組
- ・レベルに応じた賃金支払い:レベルに応じた賃金目安の設定、下請けによる職長手当等マネジメントフィーの見積への反映・元請による見積尊重
- ・更なる利便性向上: 顔認証入退場の推進、マイナポータルとの連携

建設キャリアアップシステムの利用状況



○ 技能者は約70万人が登録済み

(今年度内に80万人に達するペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準)

○ 現場での利用数※は大幅に増加

(※就業履歴数。直近で月・約230万回 (令和3年9月実績))

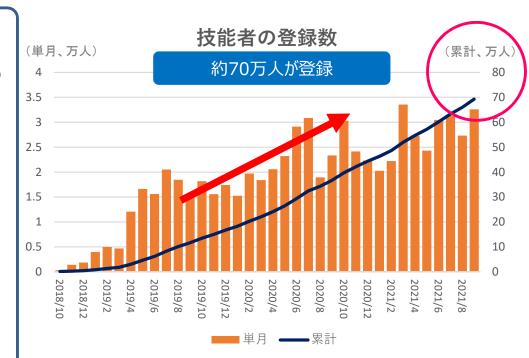
- 事業者の登録は約14万事業者※が登録
 - (※うち一人親方は約4万事業者)

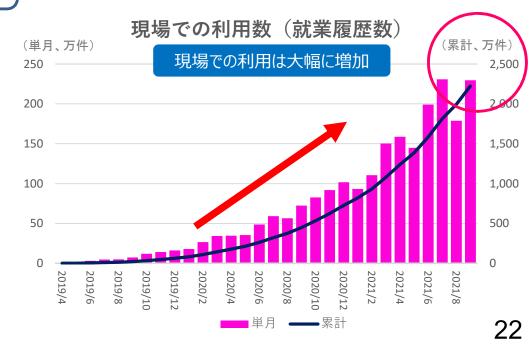
【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	692,511 人	3,180,000人	139,169社	200,279 社

(注)技能者登録、事業者登録数はR3.9末時点。 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より国土交通省推計。 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より





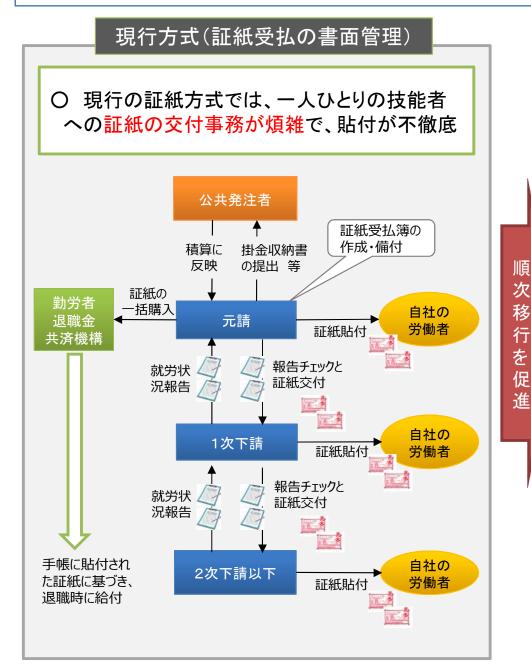




CCUSを活用した建退共電子申請化による退職金給付徹底

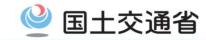


○ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進 ※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定



CCUS活用型電子申請方式 O CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に 活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化 ※電子申請方式のみの活用も可能 公共発注者 掛金収納書 積算に の提出 等 反映 電子ポイント購入 建退共電子申請 就労実績入力 元請 専用サイト 勤労者 退職金 共済機構 元請に就労状 U P 況報告を集約 各共済契約者 (電子) が就業実績 データをCCUS 就業履歴が蓄積 から取り込み 全ての下請 (共済契約者) 毎日カードタッチ 労働者 電子ポイントに基づ き自動的に掛金が 労働者 充当され、退職時 労働者 に給付 (証紙貼付不要)

公共工事におけるCCUS活用の促進



- ○建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- ○国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履 歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、 達成状況により工事成績評定で加点

【一般土木(WTO対象工事等)】

O CCUS義務化モデル工事

(全国で21件(R2年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

- O CCUS活用推奨モデル工事 (全国で39件(R2年度契約))
- 〇地元業界の理解がある22都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

O CCUS活用推奨営繕工事 (全国で9件(R2年度契約))

【港湾·空港工事】

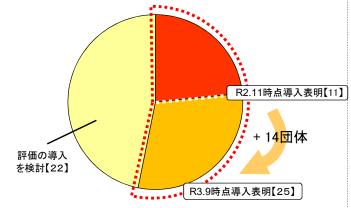
○ CCUS活用モデル工事 (全国で13件(R2年度契約))

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業での モデル工事や先行する県による 総合評価での加点等を踏まえた 取組を要請(R2年4月)

〇25県が企業評価の導入を表明、 他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

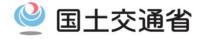


※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法•特殊会社

国土交通省より、独立行政法人 等に対してCCUS活用を周知 (R2年4月)

- OUR都市機構においてR3年度 から原則全ての新規建設工事で 推奨モデル工事を実施予定 (R3年度は20件程度の工事に適 用予定)
- 〇水資源機構においてR3年度に 本社契約の土木一式工事で義務 化モデル工事を1件実施。その 他の本社契約の土木一式工事を 推奨モデル工事として原則実施
- ONEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定24



5. 建設業の生産性向上

建設現場の生産性向上

技術者に関する規制の合理化

元請

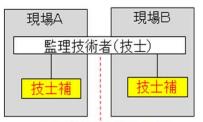
○監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の 複数現場の兼任を可能とする

〇元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。 第1次検定の合格者に技士補の資格を付与。

芸者の現場での早期活躍、入職促進



※監理技術者補佐の要件は、 主任技術者の要件を満た す者のうち、1級技士補を 有する者を想定

監理技術者は兼務可能

く現行制度>

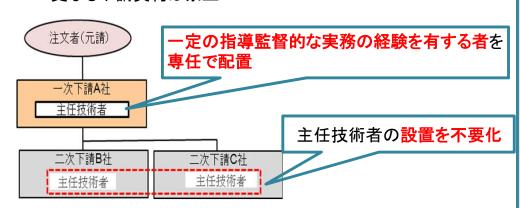
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



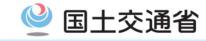
※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の 効率化を図る必要がある工種に限定

技術検定における技士補(第一次検定合格者)の創設

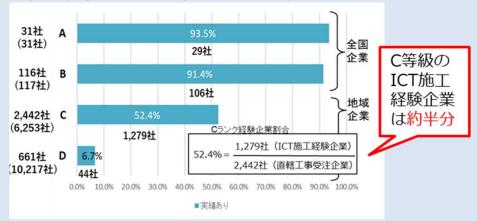
令和3年度1級第一次検定合格者数

	建設機械	土木	建築	電気工事	管工事	電気通信工事	造園
合格発表日	8月4日	8月19日	7月 ⁻	16日		10月14日	
合格者数	621人	22, 851人	8, 025人	7, 993人	3, 792人	4, 730人	1, 080人

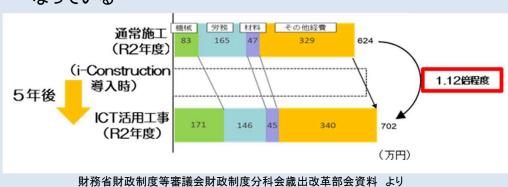
中小建設業にICTを普及させるための新たな取り組み



- 直轄ではICT施工の実施率が8割に達した一方、地方自治体におけるICT施工の実施率は3割に満たない 状況。
- 〇 地方自治体発注工事を主体する中小企業にICT施工を普及させるために、施工規模や内容に応じたICT機器の使い分けを明確にし、コストと生産性の両立を実施
- 中小企業においてはコストや人材などの面で必要な初期投資が難しく経験企業が5割となっている。



○ ICT施工ではMC機能を持った機械で施工を行い、面管理を行うため、機械経費や間接費が従来施工と比べコストが割高となっている



コストと生産性の両立を目指したICT機器の使い分け

〈現状〉 currently 〈最適化〉 optimization

〈効果〉 effect

•ICT建機を現場状況に応じて賢く使い分け



施工量(大) マシンコントロール 施工量(小) マシンガイダンス



小型建機0.1m3級~

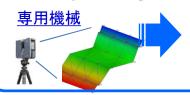
<u>・普及拡大</u> ・コスト縮減

床堀などの出来 形計測の必要が ない作業は小型 建機+MGで行 い低コスト化

•汎用機械使用

出来形管理の最適化

中型建機0.8m3級~



汎用機械(スマホなど)

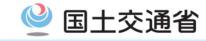
打機械(人マホなる

小型構造物で は汎用機械を 用い出来形計 測を低コスト化

コストは従来施工と同等 生産性は2割向上

·ICTを賢く使い中小建設業の普及促進

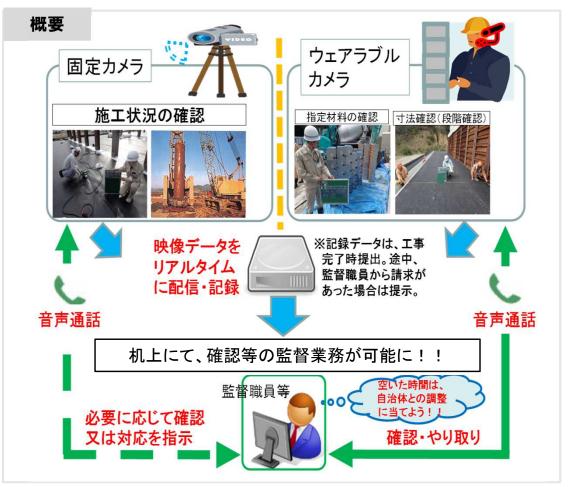
新型コロナウイルス対策としての非接触・リモート(遠隔臨場)



○新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確保するため、映像データを活用した 監督検査等、対面主義にとらわれない建設現場の新たな働き方を推進。

<非接触・リモートによる現場確認>

⇒映像や音声データ等の活用により、従来は現場で行っていた施工状況や材料等の確認を、机上で実施することを可能とする取り組み



<令和2年度における試行件数>

(件)

工種	件数
一般土木	380
アスファルト舗装	35
鋼橋上部	15
造園	3
セメント・コンクリート舗装	1
プレストレス・コンクリート	8
法面処理	10
塗装	0
維持修繕	47
しゅんせつ	4
グラウト	0
くい打ち	0
さく井	0
その他	57
計	560

※調査結果は令和2年9月末時点のもの

※件数は、既に試行している工事と年度内に試行する工事の合計を記入

建設業許可・経営事項審査申請手続の電子化に向けた取組について



【現状】

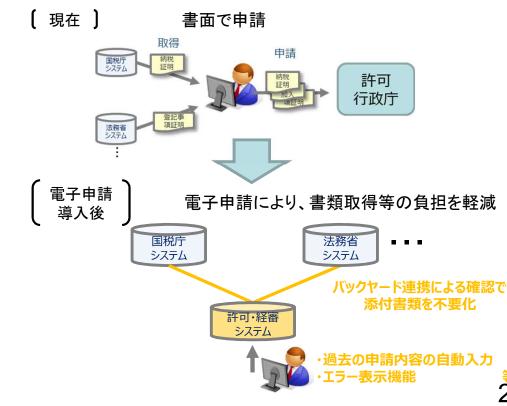
- ●建設業許可、経営事項審査(経営規模等評価)の申請については**書類での申請のみ**
 - →申請準備、審査が申請者及び許可行政庁双方にとって大きな負担。

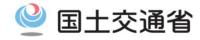
【方針等】

- ●経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定) 「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」
- ●規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) 「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。【令和4年度中措置】」
 - 〇 建設業許可・経営事項審査について、遅く とも令和4年度までに電子申請システムを運 用開始



- 大臣許可業者・都道府県知事許可業者を 問わず、全ての建設業者にとって電子申請が 可能となるよう、国と都道府県で統一のシス テムを構築
- 他機関のシステムとのバックヤード連携や 既に提出した情報のプレプリント機能、エラー 表示機能等を実装し、申請手続・審査の負担 軽減を最大限実現





6. 公共工事の円滑な施工確保

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要



1. 基本的な考え方

- ○近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみ ならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- ○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- ○このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた者がに対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

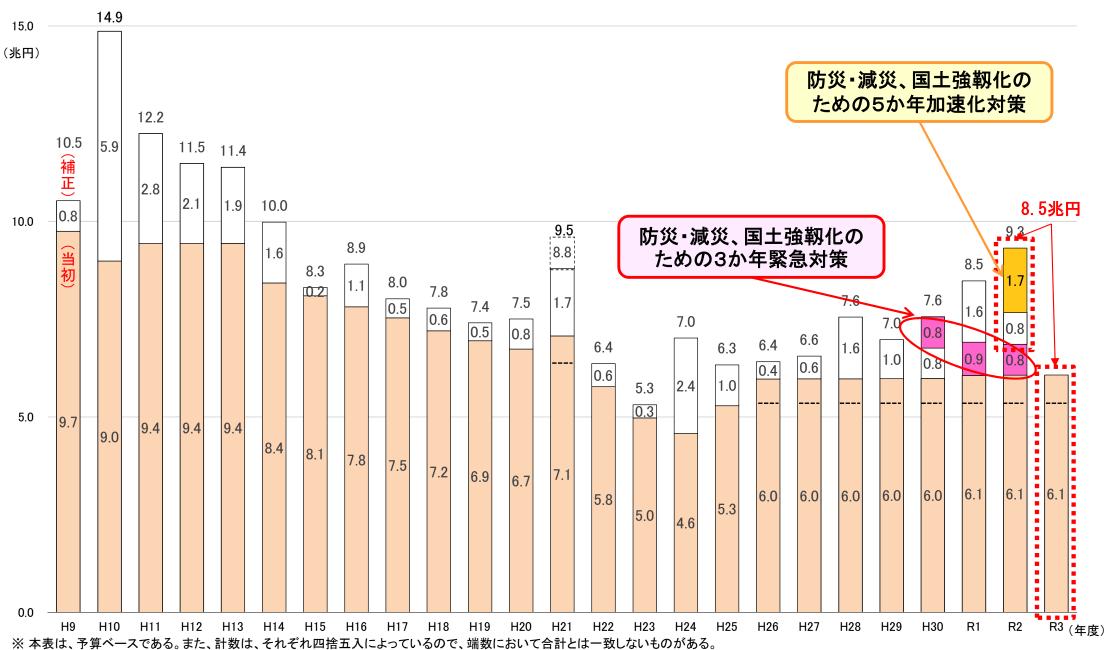
- ○対策数:123対策
- ○追加的に必要となる事業規模:おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2. 7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね O. 2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合計	おおむね15 兆円 程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間:令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度)の
5年間

公共事業関係費(政府全体)の推移



[※] 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。

[※] 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

[※] 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。

[※] 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

公共工事の円滑な施工確保について(令和3年1月29日地方公共団体あて要請)

○ 防災・減災、国土強靭化の加速化等を図る観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約等の適切な措置の実施を要請
(『公共工事の円滑な施工確保について』令和3年1月29日総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長、『公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について』 令和3年1月29日総務省行政課長・国交省建設業課長)

適正な価格による契約

(1) 予定価格の適正な設定

- ○労務・資材等の最新の実勢価格等を反映した適正な積算の実施
- ○災害や不調、不落の場合等における見積りの積極的な活用
- ○歩切りの根絶について改めて徹底すること

(2) ダンピング対策の強化

○低入札価格調査基準制度、最低制限価格制度の活用の徹底

※課長通知において以下の事項について通知

- 調査基準価格の算定方式や設定範囲等の改訂等、必要な見直しの実施
- ・低入札価格調査について、適切な調査の実施を徹底すること
- ・発注体制上の課題等により価格調査の実効性確保が困難である場合等は必要に応じて、 最低制限価格制度の活用などを検討すること

(3) 設計変更等の適切な実施

- ○適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
- ○建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すこと ができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- ○遠隔地の資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等

適正な工期設定、施工時期の平準化等

- ○「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮し、適正工期を設定
- ○週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を適切に反映
- ○債務負担行為の活用など、施工時期の平準化を図ること

(財政部局、農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組など)

※課長通知において、社総交事業に係る債務負担行為の活用等について通知

技術者・技能者等の効率的活用等

(1)地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- ○複数工区での発注等、適切な規模の発注
- ○施工箇所が点在する工事の間接費の適切な運用
- ※課長通知においても、入札不調等が生じている場合等は、必要に応じて、複数工期をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や地域要件の緩和等について適宜検討する旨を通知

(2)技術者の専任等に係る取扱い

○監理技術者等の専任に係る取扱の適切な対応

入札契約手続の迅速化等

- 〇入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出 資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注等
- ○災害復旧事業における随意契約や指名競争入札の活用
- ※課長通知において、以下の事項について通知
 - ・災害復旧工事等の発注に当たって、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の 活用についても適宜検討すること

地域の建設業者の受注機会の確保等

(1)受注機会の確保等

- ○適切な地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価
- ○前金払制度のさらなる活用、前金払いの迅速かつ円滑な実施

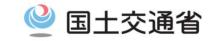
(2)技能者の就労環境の改善

- ○社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- ○前払金、中間前払金の活用、適正な工期の設定、柔軟な設計変更

地域の建設業団体等との緊密な連携

〇公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や 入札契約の適正化等に努めること

「公共工事の施工確保] 発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化



- 発注者と建設業団体との緊密な連携により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による公共 工事の着実な実施が図られるよう、地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請
 - ⇒ これまで、45都道府県・のべ240以上の市区町村において開催
- 受注者側の受注体制の共有、入札制度の改善検討等を推進

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請※

「全建の取組例]

※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

- 防災・減災、国土強靭化の推進、コロナ禍か らの日本経済の早期回復のために公共事 業の円滑な施工が必要不可欠
- 〇今後の公共事業の円滑な施工に向けて、 都道府県等との意見交換会の早期開催など 受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状 況の集約等

[日建連の取組例]

- 国交省の施工確保通知を受け、 会長から会員各社に対して、全力で 施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地区の公共工事発注者との 意見交換等を実施

地域の受発注者間の連携・意思疎通

都道府県など 地方公共団体

- 〇発注見通しの共有
- 〇施工確保取組の共有
- ○制度の改善検討

地域の現状・課題を 共有・改善

(滴官連携)

国土交通省

地域の 建設業団体

- ○受注者側の受注体制 工事稼働状況等の共有
- ○入札契約に係る課題 改善要望

- ・施工確保に向けた 取組の要請
- 地域の取組の共有

国土交通省 (本省)

・入札契約による改善検討



- ・地域の発注者との 連携の要請
- 地域の取組の共有

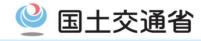
建設業団体

- ・地域の状況の集約・国への提供
- 入札契約に係る課題改善要望 等

「全中建の取組例]

○ 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施 21

公共事業の執行状況(国土交通省関係)



〇 国土交通省の公共事業予算は、<u>例年以上に順調に執行</u>されており、その<u>契約率は令和3年度の</u> 当初予算の8月末時点での契約率は69.0%となっている。

<令和3年8月末時点での執行状況>

【当初予算(前年度からの繰越含む)】

(単位:兆円、%)

区分	予算現額	契約額計	率
令和3年度	11. 3	7. 8	69. 0
令和2年度	12. 1	7. 9	65. 6
令和元年度	11. 2	7. 3	65. 6
過去5年平均 (H28~R2)			66. 6

【油	正	孓	筲	٦
L ↑⊞	ᄪ		昦	1

(単位:兆円、%)

	区分	予算現額	契約額計	率				
	令和2年度 補正予算(第3号)	2. 0	1. 6	77. 5				
	令和元年度 補正予算	1. 4	1. 0	74. 0	約6% 早く執行			
	平成30年度 補正予算(第2号)	0. 8	0. 6	71. 8				
	過去の大型補正平均 (※)			75. 1				
_	※ 年度末に成立した概ね1兆円程度の補正予算(H24 H25 H29 H30 R1)							

※ 年度末に成立した概ね1兆円程度の補正予算(H24, H25, H29, H30, R1)

